# 令和3年度中央市一般会計予算

令和3年度中央市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,800,677千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目 的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
  - 1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額 を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

灰	八														(単位	.: 干円)
		款								項					金	額
1市						税									4, 353, 3	300
							1 市			Ę	117			税	1, 744, 5	578
							2 固	,	定	貨	ŧ	産	į	税	2, 285, 0	)80
							3 軽		É	重	þ	車	Î.	税	123, 6	642
							4 市		た	V	Ĭ	_	-	税	200, 0	000
2 地	方	譲		与		税									112, 6	600
							1 地	方	揮	発	油	譲	与	税	26, 5	500
							2 自	動	車	重	量	譲	与	税	82, 7	700
							3 森	林	環	: 境	i i	譲	与	税	3, 4	100
3 利	子	割	交	1	计	金									2, 7	700
							1 利	子		割	交		付	金	2, 7	700
4 配	当	割	交	1	计	金									15, 3	300
							1 配	当		割	交		付	金	15, 3	300
5 株 式	等 譲	渡 所	得:	割	交 付	金									39, 9	900
							1 株	式 等	譲	渡形	行得	割	交 付	金	39, 9	900
6法 /	ト 事	業	税	交	付	金									44,0	000
							1 法	人	事	業	税	交	付	金	44, 0	000
7地 フ	5 消	費	税	交	付	金									670, 0	000
							1 地	方	消	費	税	交	付	金	670, 0	000
8 環 均	竟 性	能	割	交	付	金									9, 8	300
							1 環	境	性	能	割	交	付	金	9, 8	300
9 地	方、特	所 例	ゞ	Ž	付	金									93, 1	100
							1 地	方	特	• 仮	ij.	交	付	金	35, 1	100
							2 新	型コロ	ュナ	ウイノ	レス	感 染	虚症 対	<b> </b> 策	58,0	000
							地	方税	减 収	補て	.ん!	持別	交付	金		
10 地	方	交		付		税									1, 980, 0	)10
							1地	-	方	交	Š	付	•	税	1, 980, 0	)10
11 交 通	安全	対 策	特	別	交 付	金									4, 6	528
							1 交	通安	全	対策	特	別	交 付	金	4, 6	528
12 分 扌	旦 金	及	び	負	担	金									240, 7	771
							1負			担	!			金	240, 7	771
13 使 月	月 料	及	び	手	数	料									72, 3	321
							1 使			月	]			料	53, 3	355

		款						Į	—— 頁				金	<u>4.1円)</u> 額
					2	手			数			料	18,	966
14 国	庫	支	出	金									1, 570,	450
					1	玉	庫		負	‡	担	金	1, 304,	301
					2	玉	庫		補	Ę	<b></b>	金	260,	353
					3	委			託			金	5,	796
15 県	支		出	金									876,	503
					1	県		負		担		金	531,	424
					2	県		補		助		金	268,	860
					3	委			託			金	76,	219
16 財	産		収	入									28,	149
					1	財	産	運		用	収	入	28,	147
					2	財	産	売		払	収	入		2
17 寄		附		金									250,	003
					1	寄			附			金	250,	003
18 繰		入		金									961,	838
					1	基	金		繰	-	入	金	941,	838
					2	特	別	会	計	繰	入	金	20,	000
19 繰		越		金									100,	000
					1	繰			越			金	100,	000
20 諸		収		入									533,	732
					1	延	滞金、	加	算	金 及	び過	料	3,	666
					2	市	預		金	₹	f[]	子		1
					3	雑						入	530,	065
21 市				債									1, 841,	572
					1	市						債	1, 841,	572
	j.	装	入			<u>/</u>	7		計				13, 800,	677

	款				項				金額
1 議	会	費							150, 238
			1 議		£	<del>\</del>		費	150, 238
2 総	務	費							1, 581, 152
			1 総	務	管	至	理	費	1, 036, 434
			2 企		直	ij		費	110, 251
			3 徴		利	ź		費	183, 333
			4 戸	籍住	民 基	ţ	本 台	帳 費	126, 826
			5選		当	É		費	32, 048
			6 防		55	Ś		費	89, 889
			7 統	計	部	刮	查	費	1,655
			8 監	查	鋫	Į.	員	費	716
3 民	生	費							5, 037, 017
			1 社	会	禕	<b>=</b>	祉	費	2, 065, 955
			2 児	童	禕	<b>=</b>	祉	費	2, 595, 087
			3 生	活	伊	<b>R</b>	護	費	310, 587
			4 災	害	求	攵	助	費	5
			5 福	祉	挤	<u>ti</u>	設	費	65, 383
4 衛	生	費							855, 071
			1 保	健	徫	钌	生	費	403, 452
			2 清		排	异		費	404, 619
			3 水		辽	<b></b>		費	47, 000
5 労	働	費							3, 725
			1 労		働		諸	費	3, 725
6 農	林 水 産	業費							517, 854
			1 農		美	<b>E</b>		費	497, 859
			2 林		美	É		費	19, 995
7 商	工	費							205, 514
			1 商		]	-		費	205, 514
8 土	木	費							1, 585, 508
			1 土	木	管	<u> </u>	理	費	38, 193
			2 道	路	Ŕ	新	梁	費	324, 850
			3 河		JI			費	13, 744
			4 都	市	章	+	画	費	1, 176, 471

							1	
	款				項.			金額
			5 住		宅		費	32, 250
9 消	防	費						508, 138
			1消		防		費	508, 138
10 教	育	費						1, 404, 937
			1 教	育	総	務	費	136, 780
			2 小	学		校	費	353, 041
			3 中	学		校	費	136, 901
			4 社	会	教	育	費	185, 778
			5 保	健	体	育	費	592, 437
11 災	害復	旧費						40
			1農	林水産業	施設	光災害復	日費	20
			2 公	共土木施	設	災害復日	日費	20
12 公	債	費						1, 616, 886
			1公		債		費	1, 616, 886
13 諸	支	出金						264, 597
			1 普	通財	産	取得	費	1
			2 基		金		費	264, 596
14 予	備							70,000
			1 予		備		費	70, 000
	歳	出	î	<u></u>	計			13, 800, 677

# 第2表 繰越明許費

	7	款			Į	頁		事	業	名	金 額 (千円)
1	議	会	費	1	議	会	費	議会運営費			3, 162
					合			計			3, 162

# 第3表 地方債

起債の目的	限 度 額 (千円)	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等 債	85, 000		だし、利率見直し	政府資金については、その融資条件により、銀行なの他の場合
地方道路等整備事業債	203, 900		万式で借り入れる資金について、 利率の見直しを 行った後におい	り、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他
合併特例事業債	545, 300		ては、当該見直し 後の利率)	の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上
一般補助施設整備等事業債	6, 300	普通貸借		償還又は低利に借換 えすることができる。
臨時財政対策債	735, 000			
借換債(銀行等約定償還借換債)	266, 072			
合 計	1, 841, 572			

### 令和3年度中央市国民健康保険特別会計予算

令和3年度中央市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,195,116千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

款		項	金額
1国民健康保険	税		637, 959
		1国 民 健 康 保 険 税	637, 959
2使用料及び手数	料		506
		1手 数 料	506
3国 庫 支 出	金		1
		1国 庫 補 助 金	1
4県 支 出	金		2, 262, 159
		1県 負 担 金・ 補 助 金	2, 262, 159
5 財 産 収	入		3
		1財産運用収入	3
6 繰 入	金		281, 480
		1一般会計繰入金	281, 480
7繰 越	金		1
		1 繰 越 金	1
8 諸 収	入		13, 007
		1延滞金、加算金及び過料	8, 004
		2 雑 入	5, 003
歳		合 計	3, 195, 116

_														
			款							項				金額
1	総		務		費									76, 017
						1	総	務		管		理	費	71, 320
						2	徴			収			費	4, 467
						3	運	営	拐	·	義	会	費	230
2	保	険	給	付	費									2, 216, 282
						1	療		養		諸		費	1, 919, 837
						2	高	額		療		養	費	283, 322
						3	移			送			費	96
						4	出	産	育	i J	見	諸	費	10, 926
						5	葬		祭		諸		費	2, 100
						6	傷	病	:	手		当	金	1
3	玉	民健康保	険 事	業費納付	金									819, 504
						1	医	療	糸	<u> </u>	<del>\</del>	費	分	576, 601
						2	後	期高	齢	者 支	援	金	等 分	183, 863
						3	介	護	斜	内 亻	+	金	分	58, 876
						4	退耳	哉 被 侈	R 険	者 納	付る	金 精	算 分	164
4	共	同 事	業	拠 出	金									1
						1	共	同	事	業	拠	出	金	1
5	保	健	事	業	費									29, 474
						1	特	定健	康	診 査	等	事	業 費	26, 604
						2	保	健	-	事		業	費	2,870
6	基	金	積	<u> </u>	金									3
						1	基	金	•	積		<u>\f\</u>	金	3
7	諸	支		出	金									23, 118
						1	償	還 金	及	び 還	付	加拿	第 金	3, 118
						2	繰			出			金	20,000
8	子		備		費									30, 717
						1	予			備			費	30, 717
			歳	出			合			計				3, 195, 116
			//174	μ			Ц			н				

# 令和3年度中央市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度中央市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312,896千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1後期高齢者医療保険	4	214, 884
	1後期高齢者医療保険料	214, 884
2 使 用 料 及 び 手 数	4	65
	1手数料	65
3 繰 入	Ž	94, 720
	1一般会計繰入金	94, 720
4 諸 収		2, 990
	1延滞金、加算金及び過料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	270
	3雑 入	2,718
5 繰 越	È	237
	1 繰 越 金	237
歳	合 計	312, 896

		款								項					金	<u> </u>	
1 %		<sub>-                                      </sub>		費						切					並	額 32,496	
1 総		伤		(月)		ψ.Δ\		<b>₹</b> ₩		<i>⊱</i> ⊹		<b>-</b> 7Ⅲ		#.			
						総		務		管 ———		理		費		31, 073	
76 He	1 - La (L) La		1 15 3-l- A 7 I		2	徴				収				費		1, 423	
2 後期 	]高齢者医	療広	域連合納	付金												273, 546	
					1	後基	朝高	齢者	至 医	療広場	或連	合和	納付	金		273, 546	
3 保	健	事	業	費												6, 284	
					1	健	康	Ī	診		事	当 ラ	<b>美</b>	費		6, 284	
4 諸	支		出	金												270	
					1	償	還	全 /	及	び 還	付	加	算	金		270	
5 予		備		費												300	
					1	予				備				費		300	
	Ī	歳	出							計						312, 896	
	,	/J/X	Щ				1			ДΙ							

### 令和3年度中央市介護保険特別会計予算

令和3年度中央市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,081,591千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

<i>"'',</i>												-		
		款							項				金	額
1 保		険			料									442, 017
						1介	記	隻	保	ļ	険	料		442, 017
2 使	用料	及で	<b>手</b>	数	料									2
						1 手			数			料		2
3 国	庫	支	Н	1	金									490, 170
						1国	Jī	<b></b>	負	1	担	金		365, 129
						2 国	Jī	Ī.	補	J	助	金		125, 041
4 支	払基	金	交	付	金									537, 160
						1 支	払	基	金	交	付	金		537, 160
5 県	支	•	出		金									283, 072
						1 県		負		担		金		270, 148
						2 県		補		助		金		12, 924
6 財	産		収		入									30
						1 財	産	通	Ĭ	用	収	入		30
7 繰		入			金									326, 264
						1 —	般	会	計	繰	入	金		326, 264
8 繰		越			金									1,000
						1繰			越			金		1,000
9 諸		収			入									1,876
						1延	滞金	、加	算	金及	び過	料		2
						2 雑						入		1,874
		歳		入		<u> </u>	,		計					2, 081, 591

	款				項			金額
1 総	務	費						44, 241
			1 総	務	管	理	費	25, 830
			2 徴		収		費	4, 649
			3 介	護認	定審	査 会	費	13, 762
2 保	険 給	付費						1, 954, 705
			1介	護サ	ービス	等諸	黄	1, 781, 445
			2 介	護 予 防	サービ	ス等記	者 費	5, 421
			3 そ	の	他	諸	費	1, 883
			4 高	額介護	サート	ごス等	章 費	45, 386
			5 高	額医療合	算介護サ	ービス	等費	8, 300
			6 特	定入所者	介護サー	ービス	等 費	112, 270
3 地	域 支 援	事 業 費						81, 213
			1 介記	護予防・ 生	活支援サー	ービス事	業費	22, 679
			2 —	般介書	護 予 防	事業	費	13, 956
			3 包	括的支援等	等事業費・	任意事	業費	44, 560
			4 そ	0	他	諸	費	18
4 諸	支	出 金						402
			1 償		還		金	402
5 予	備	費						1,000
			1 予		備		費	1,000
6 基	金積	立 金						30
			1 基	金	積	<u></u> 立	金	30
				•				2.222.
	歳	出	<u> </u>	<u> </u>	計			2, 081, 591

### 議案第15号

# 令和3年度中央市地域包括支援センター特別会計予算

令和3年度中央市地域包括支援センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,499千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				ı									
	款							項				金額	
1サ ー	ビ	ス	収	入									05
					1 予	防	給	付	費	収	入	80	05
2 繰	入			金								16, 69	93
					1 —	般	会	計	繰	入	金	16, 69	93
3 諸	収			入									1
					1 雑						入		1
	歳		入		<u></u>	ì		計				17, 49	<del></del> 99

7,174														1 1 1 1 7
	款						]	項					金	額
1 総	務	費	•											16, 692
			1	総		務		管		理		費		16, 692
2 事	業	費												806
			1	居	宅	介	護	支	援	事	業	費		806
3 諸	支	出金												1
			1	償				還				金		1
	歳	出	1		<u>\</u>			計						17, 499
	*													

#### 議案第16号

# 令和3年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算

令和3年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,102千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

1分担金及び負担金   1負担	9, 780 9, 780
1負 担	0.790
	9,700
2 使 用 料 及 び 手 数 料	42, 153
1 使 用 米	42, 118
2 手 数 **	. 35
3財産収入	30
1財産運用収プ	. 30
4 繰 入 金	31, 638
1一般会計繰入金	14, 769
2基 金 繰 入 金	16, 869
5 繰 越 金	500
1 繰 越	500
6 諸 収 入	1
1 雑 フ	. 1
歳 入 合 計	84, 102

/// [	<del></del>				項			金	額
1 総		費						31/2	69, 322
1 776	423	, ,	1 総	 務	 管		費		69, 322
2 諸	支 出	出 金	1 1/1/12/	477	<u> </u>	<u>生</u>	具		12, 780
△田田	Д	Ц <u>Ж</u>	1 Ħ*		Δ.		弗		
0 3	/±±:	<del></del>	1 基		金		費		12, 780
3 予	備	費	. =		/-H4		#		2,000
			1 予		備		費		2,000
	歳	出	合		計				84, 102
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								

### 令和3年度中央市簡易水道事業会計予算

#### (総 則)

第1条 令和3年度中央市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次の通りとする。

(1)	給 水 戸 数		1,	392戸
(2)	年間総給水量	1,	120,	6 3 2 m <sup>3</sup>
(3)	一日平均給水量		3,	$0.61  \text{m}^3$

(4) 主要な建設改良事業配水設備改良事業16,588千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。

	収	入	
第1款 簡易水道事業収益			137,217千円
第1項 営業収益			121,874千円
第2項 営業外収益			15,342千円
第3項 特別利益			1千円
	支	出	
第1款 簡易水道事業費用			180,680千円
第1項 営業費用			160,169千円
第2項 営業外費用			18,411千円
第3項 特別損失			100千円
第4項 予 備 費			2,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。(資本的収入額が 資本的支出額に対して不足する額49,410千円は、損益勘定留保資金49, 410千円で補てんするものとする。)

				収	入		
第1款	資本的	収入				52,	500千円
第1項	企	業	債			5,	500千円
笙9項	浦	肋	全			47	000千四

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

101,910千円

16,609千円

82,301千円

3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり と定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		証書借入の方法に		借入先の融資条件
		よる。起債の時期		による。ただし、企
建設改良費		は令和3年事業年		業財政その他の都
	5, 500	度。ただし、その	5. 0	合により繰上償還
	千円	全部または一部を	%以内	又は、低利に借り
		翌年度以降に繰り		換えることができ
		越し、起債するこ		る。
		とができる。		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額 に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議 決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 22,802千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は47,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、2,234千円と定める。

### 令和3年度中央市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度中央市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続 戸数 7,835戸

(2) 年間総処理水量 2,597,000㎡

(3) 一日平均処理水量 7, 115 m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備 222,767千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 公共下水道事業収益		796,836千円
第1項 営業収益		283,890千円
第2項 営業外収益		512,945千円
第3項 特別収益		1千円
支	出	
第1款 公共下水道事業費用		796,836千円
第1項 営業費用		668,334千円

第1項 営業費用668,334千円第2項 営業外費用125,007千円第3項 特別損失2,495千円第4項 予 備 費1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額114,536千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,842千円、当年度分損益勘定留保資金91,694千円で補てんするものとする。)

, I	-
収	入
uv	

第1款	資本的	内収え	/	691,	777千円
第1項	至 企	業	債	389,	100千円
第2項	頁 補	助	金	285,	0 4 7千円
第3項	頁 負	担	金	17,	630千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

806, 313千円

270,802千円

534,511千円

1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり と定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道	106, 500	証書借入の方法		借入先の融資条
整備事業債	千円	による。起債の		件による。ただ
流域下水道	22,700	時期は令和3年		し、企業財政そ の他の都合によ
整備事業債	千円	し、その全部又		り繰上償還又
  資本費平準化債	217,000	は一部を翌年度	5. 0	は、低利に借り
	千円	以降に繰り越	%以内	換えることがで
下水道事業債	42,900	し、起債するこ		きる。
(特別措置分)	千円	とができる。 		
合 計	389, 100			
	千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,00千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のと おりと定める。
  - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額 に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議 決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 31,502千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は375,052千円である。

# 令和3年度中央市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度中央市農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところに よる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接続声数	1,	221戸
(2)	年間総処理水量	362,	$0~0~0~\text{m}^3$
(3)	一日平均処理水量		$991 \text{ m}^3$
(4)	主要な建設改良事業		

管渠整備 2,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	1	収	入		
第1款 農業集	落排水事業収	益		247,	584千円
第1項 営業	美収益			40,	4 4 0 千円
第2項 営業	外収益			207,	143千円
第3項 特別	」収益				1千円
	-	支	出		
第1款 農業集	落排水事業費	用		247,	584千円
第1項 営業	養 費 用			223,	7 4 4 千円
第2項 営業	外費用			21,	769千円
第3項 特別	亅損 失				571千円
第4項 予	備費			1,	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額 が資本的支出額に対して不足する額33,024千円は、当年度分損益勘定留 保資金33,024千円で補てんするものとする。)

					収	人		
穿	第1款 賞	全本的	り収え	/			109,	755千円
	第1項	企	業	債			55,	600千円
	第2項	補	助	金			51,	935千円
	第3項	負	担	金			2,	220千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金 第3項 予 備 費

142,779千円

2,500千円

139,779千円

500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり と定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	55,600 千円	証書借入の方法による。	5. 0 %以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額 に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議 決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 11,747千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は143,610千円である。

### 令和3年度中央市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度中央市上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次の通りとする。

(1) 給水戸数(2) 年間総給水量

(3) 一日平均給水量 5,714㎡

(4) 主要な建設改良事業

配水設備改良事業 255,740千円

8,149戸

 $2, 085, 722 \,\mathrm{m}^3$ 

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める

	収	入		
第1款 水道事業収益			288,	937千円
第1項 営業収益			268,	0 4 7千円
第2項 営業外収益			20,	889千円
第3項 特別利益				1千円
	支	出		
第1款 水道事業費用			267,	708千円
第1項 営業費用			240,	650千円
第2項 営業外費用			24,	708千円
第3項 特別損失				350千円
第4項 予 備 費			2,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。(資本的収入額が 資本的支出額に対して不足する額253,347千円は、過年度分損益勘定留 保資金253,347千円で補てんするものとする。)

	収	人		
第1款 資本的収入			100,	300千円
第1項 企 業 債			80,	000千円
第2項 工事負担金			20,	300千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

353,647千円

256, 139千円

92,508千円

5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり と定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		証書借入の方法に		借入先の融資条件
		よる。起債の時期		による。ただし、企
		は令和3年事業年		業財政その他の都
建設改良費	80,000	度。ただし、その	5. 0	合により繰上償還
<b>建放以及</b> 有	千円	全部または一部を	%以内	又は、低利に借り
		翌年度以降に繰り		換えることができ
		越し、起債するこ		る。
		とができる。		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額 に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議 決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 26,261千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、5,276千円と定める。